

京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第53号）（文化市民局地域自治推進室）

京都市地域コミュニティ活性化・市民参加推進審議会を設置することに伴い、次のとおり京都市地域コミュニティ活性化推進審議会等に係る規定を整備することとしました。

1 京都市地域コミュニティ活性化推進審議会の廃止

京都市地域コミュニティ活性化審議会に係る規定を廃止することとしました。

2 市民地域コミュニティ活性化推進計画等に係る規定の整備

京都市地域コミュニティ活性化推進条例及び京都市市民参加推進条例における計画の策定等に係る規定を整備することとしました。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第53号

京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部を改正する条例

京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部を次のように改正する。

「第3章 地域コミュニティ活性化推進審議会（第19条～第21条）
目次中 第4章 雑則（第22条・第23条）」を

「第3章 雑則（第19条・第20条）」に改める。

第8条第1項中「かつ計画的」を削り、「、地域コミュニティの活性化の推進に関する計画」を「の計画」に改め、同条第2項第3号中「かつ計画的」を削り、同条第3項中「第19条に規定する審議会」を「京都市地域コミュニティ活性化・市民参加推進審議会」に改め、同条に次の1項を加える。

6 市長は、地域コミュニティの活性化の推進状況等を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、地域コミュニティ活性化推進計画を見直さなければならない。

第3章を削る。

第4章中第22条を第19条とする。

第23条中「この条例において別に定めることとされている事項及び」を削り、同条を第20条とする。

第4章を第3章とする。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)